

○静岡県補助金等に係る財産処分承認基準

平成20年9月30日

告示第742号

静岡県補助金等に係る財産処分承認基準を次のとおり定める。

静岡県補助金等に係る財産処分承認基準

第1 趣旨

静岡県補助金等交付規則(昭和31年静岡県規則第47号)第20条の規定に基づく財産処分(県費補助金等又は間接補助金等(以下「県費等補助金等」という。))の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産(以下「補助対象財産」という。)を県費等補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊すこと等をいう。以下同じ。)の承認について、近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するとともに、既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るため、この承認基準を定め、承認手続等の一層の弾力化及び明確化を図ることとする。

第2 承認の手続

1 申請手続の原則

- (1) 財産処分を行おうとする県費補助事業者等又は間接補助事業者等(以下「県費等補助事業者等」という。)は、様式第1号による財産処分承認申請書を知事に提出するものとする。
- (2) 県費間接補助事業者等で財産処分を行おうとする者は、当該県費間接補助事業等に係る県費等補助事業者等に対し財産処分の承認申請を行い、当該承認申請を受けた県費等補助事業者等は、様式第1号による財産処分承認申請書を知事に提出するものとする。
- (3) 処分制限期間が10年未満である施設又は設備(以下「施設等」という。)についても、この承認基準に定める手続を要するが、処分制限期間を経過した場合には、この承認基準に定める手続を要しないものとする。
- (4) 地域再生法(平成17年法律第24号)第23条の規定により各省庁の長の承認を受けたものとみなされた財産処分については、この承認基準に定める手続を要しないものとする。

2 申請手続の特例(包括承認事項)

次に掲げる財産処分(以下「包括承認事項」という。)であって、様式第2号により知事への報告があったものについては、1の規定にかかわらず、知事の承認があったものとして取り扱うものとする。ただし、この報告において、記載事項の不備など必要な要件が具備されていない場合は、この限りでない。

- (1) 市町その他の地方公共団体(以下「市町等」という。)が、当該事業に係る社会資源が当該地域において充足しているとの判断の下に行う次に掲げる財産処分(有償

譲渡及び有償貸付を除く。)

ア 経過年数(補助目的のために事業を実施した年数をいう。以下同じ。)が10年以上である施設等について行う財産処分

イ 経過年数が10年未満である施設等について行う財産処分であって、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)に基づく市町村建設計画又は市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)に基づく合併市町村基本計画に基づいて行われるもの

(2) 災害若しくは火災により使用できなくなった施設等又は立地上若しくは構造上危険な状態にある施設等の取壊し又は廃棄(以下「取壊し等」という。)

(3) (1)及び(2)に定めるもののほか、間接補助金等に係る財産処分であって、当該間接補助金等に係る補助金等に関して、財産処分の承認の基準等として各省庁の定めるもの(包括承認事項として定めるものに限る。)があるもの。

第3 県費の納付に関する承認の基準

1 市町等が行う財産処分

(1) 県費の納付に関する条件を付さずに承認する場合

次に掲げる財産処分については、県費の納付に関する条件(財産処分に係る納付金(以下「財産処分納付金」という。))を県に納付する旨の条件をいう。以下同じ。)を付さずに承認するものとする。

ア 包括承認事項

イ 経過年数が10年未満である施設等に係る財産処分であって、次に掲げるもの

(ア) 市町村合併、地域再生等の施策に伴い、当該市町等が当該事業に係る社会資源が当該地域において充足しているとの判断の下に行う財産処分であって、知事が適当であると個別に認めるもの(有償譲渡及び有償貸付を除く。)

(イ) 同一事業を10年以上継続する場合の無償譲渡又は無償貸付

(ウ) 道路の拡張整備等の設置者の責に帰さない事情等によるやむを得ない取壊し等(相当の補償を得ているものの、代替施設を整備しない場合を除く。)

(エ) 老朽化により代替施設を整備する場合の取壊し等

(2) 県費の納付に関する条件を付して承認する場合

(1)に掲げる財産処分以外の財産処分については、県費の納付に関する条件を付して承認するものとする。

2 市町等以外の者が行う財産処分

(1) 県費の納付に関する条件を付さずに承認する場合

次に掲げる財産処分については、県費の納付に関する条件を付さずに承認するものとする。ただし、イ、ウ及びエに掲げる財産処分の承認については、当該事業に係る社会資源が当該地域において充足していることを前提とする。

ア 包括承認事項(災害等による取壊し等の場合に限る。)

イ 経過年数が10年以上である施設等(県費補助金等に係る施設等のうち当該施設等について別に適正化法に規定する補助金等の交付を受けているものに限る。)に係る財産処分であって、次に掲げる場合に該当するもの

(ア) 転用、無償譲渡又は無償貸付の後に、適正化法の規定に基づく財産処分の承認の基準等として各省庁の定めるものにより定められた事業(以下「各省庁通知事業」という。)に使用する場合

(イ) 交換により得た施設等において各省庁通知事業を行う場合

(ウ) 各省庁通知事業に使用する施設等を整備するために、取壊し等を行うことが必要な場合

(エ) 国又は県、市町等(以下「国等」という。)に無償譲渡又は無償貸付をする場合

ウ 経過年数が10年以上である施設等(イの規定の適用を受けるものを除く。)の国等への無償譲渡又は無償貸付

エ 経過年数が10年未満である施設等に係る財産処分であって、イに規定する場合に該当するもののうち、市町村合併、地域再生等の施策に伴うものであって、知事が適当であると個別に認めるもの

オ 同一事業を10年以上継続する場合の無償譲渡又は無償貸付

カ 道路の拡張整備等の設置者の責に帰さない事情等によるやむを得ない取壊し等(相当の補償を得ているものの、代替施設を整備しない場合を除く。)

キ 老朽化により代替施設を整備する場合の取壊し等

(2) 県費の納付に関する条件を付して承認する場合

(1)に掲げる財産処分以外の財産処分については、県費の納付に関する条件を付して承認するものとする。

(3) 再処分に関する条件

ア 再処分に関する条件を付す場合

(1)のイ、ウ、エ及びオに掲げる財産処分(取壊し等及び国等への無償譲渡を除く。)の承認には、再処分に関する条件(当初の財産処分の承認後10年(残りの処分制限期間が10年未満である場合には当該期間)を経過するまでの間は、知事の承認を受けずに当該施設等(交換の場合には、交換により得た施設等)の処分を行ってはならない旨の条件をいう。以下同じ。)を付すものとする。

イ 再処分に関する条件を付された者の財産処分

再処分に関する条件を付された者が行う財産処分の承認についても、この承認基準を適用する。この場合において、当該施設等に係る経過年数は、補助目的のために使用した期間及び財産処分後に使用した期間を通算した年数とする。

3 担保に供する処分(抵当権の設定)

次に掲げる担保に供する処分については、抵当権が実行に移される際に財産処分納

付金を県に納付させることを条件として承認するものとする。

- (1) 補助対象財産を取得する際に、当該補助対象財産を取得するために行われるもの
- (2) 県費等補助事業者等の資金繰りのため、抵当権の設定を認めなければ事業の継続ができないと認められるもので、返済の見込みがあるもの

4 各省庁の定める承認基準への準拠

- (1) 1から3までにかかわらず、間接補助金等に係る財産処分であって、当該間接補助金等に係る補助金等に関して、財産処分の承認の基準等として各省庁の定めるものがあるもの(包括承認事項として定めるものを除く。)は、当該基準によるものとする。
- (2) 1から3までにかかわらず、県費補助金等に係る財産処分であって、当該処分の目的及び内容から判断して各省庁が交付する補助金等に係る当該省庁の定める承認基準のうち適当なものによることが適当であると知事が認めるものは、当該基準によるものとする。

第4 財産処分納付金の額

1 有償譲渡又は有償貸付

(1) 市町等の場合

ア 譲渡額等を基礎として算定する場合

(ア) 財産処分納付金額

次に掲げる有償譲渡又は有償貸付に係る財産処分納付金額は、譲渡額又は貸付額(貸付期間にわたる貸付額の合計の予定額。以下同じ。)に、総事業費(補助基準額を超える設置者負担分を含む。以下同じ。)に対する県費等補助金等の額の割合を乗じて得た額とする。

- a 当該事業に係る社会資源が当該地域において充足しているとの市町等の判断の下に行う経過年数が10年以上である施設等の有償譲渡又は有償貸付
- b 当該事業に係る社会資源が当該地域において充足しているとの市町等の判断の下に行う経過年数が10年未満である施設等の有償譲渡又は有償貸付であって、市町村合併、地域再生等の施策に伴い当該財産処分を行うことが適当であると知事が個別に認めるもの
- c 同一事業を10年以上継続する場合の有償譲渡又は有償貸付

(イ) 上限額

残存年数納付金額(施設等にあつては処分する施設等に係る県費等補助金等の額に処分制限期間に対する残存年数(処分制限期間から経過年数を差し引いた年数をいう。以下同じ。)又は貸付年数(処分制限期間内の期間に限る。以下同じ。)の割合を乗じて得た額をいい、土地等にあつては県費等補助金等の額をいう。以下同じ。)を上限額とする。

イ 残存年数納付金額とする場合

アの(ア)に掲げる以外の有償譲渡又は有償貸付に係る財産処分納付金額は、残存

年数納付金額とする。

(2) 市町等以外の者の場合

ア 譲渡額等を基礎として算定する場合

(ア) 財産処分納付金額

次に掲げる有償譲渡又は有償貸付に係る財産処分納付金額は、譲渡額又は貸付額(評価額(不動産鑑定額又は残存簿価(減価償却後の額)をいう。以下同じ。))に比して著しく低価である場合には、評価額)に、総事業費に対する県費等補助金等の額の割合を乗じて得た額とする。

a 当該事業に係る社会資源が当該地域において充足している場合に行う経過年数が10年以上である施設等の有償譲渡又は有償貸付であって、各省庁通知事業を行うもの

b 当該事業に係る社会資源が当該地域において充足している場合に行う経過年数が10年未満である施設等の有償譲渡又は有償貸付であって各省庁通知事業を行うもののうち、市町村合併、地域再生等の施策に伴い当該財産処分を行うことが適当であると知事が個別に認めるもの

c 同一事業を10年以上継続する場合の有償譲渡又は有償貸付

(イ) 上限額

残存年数納付金額を上限額とする。

イ 残存年数納付金額とする場合

アの(ア)に掲げる以外の有償譲渡又は有償貸付に係る財産処分納付金額は、残存年数納付金額とする。

2 転用、無償譲渡、無償貸付、交換又は取壊し等

県費の納付に関する条件を付された転用、無償譲渡、無償貸付、交換又は取壊し等に係る財産処分納付金額は、残存年数納付金額とする。

3 担保に供する処分

抵当権が実行に移された際に納付すべき財産処分納付金の額は、有償譲渡に係るものと同じ額とする。

4 間接補助金等を受けたものの処分

1から3までにかかわらず、間接補助金等に係る財産処分であって、当該間接補助金等に係る補助金等に関して、財産処分の承認の基準等として各省庁の定めるものがあるものは、当該基準によるものとする。

附 則

この告示は、平成20年10月1日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則(平成28年7月8日告示第738号)

この告示は、平成28年7月8日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則(令和元年7月1日告示第125号の2)

- 1 この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律(平成30年法律第33号)の施行の日(令和元年7月1日)から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの告示の相当する様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

様式第1号(用紙 日本産業規格A4縦型)

財産処分承認申請書

第 号
年 月 日

静岡県知事 氏名 様

所在地

名称

代表者 氏名 印

(市町にあつては、市町長 氏名 印)

補助金により取得した 施設について、静岡県補助金等交付規則(昭和31年静岡県規則第47号)第20条に基づく、財産処分の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 処分財産の内容

- (1) 名称
- (2) 所在地
- (3) 構造
- (4) 数量
- (5) 取得年月日及び経過年数
- (6) 残存年数
- (7) 総事業費、補助額及び補助率
- (8) その他

2 処分の方法、理由等

- (1) 処分の方法
- (2) 処分の理由
- (3) 県費納付金額及び算定根拠
- (4) 処分予定年月日
- (5) その他

様式第2号(用紙 日本産業規格A4縦型)

財産処分報告書

第 号
年 月 日

静岡県知事 氏名 様

所在地
名称

代表者 氏名 印
(市町にあつては、市町長 氏名 印)

補助金により取得した 施設について、財産処分を行いたいので、関係書類を添えて報告します。

1 処分財産の内容

- (1) 名称
- (2) 所在地
- (3) 構造
- (4) 数量
- (5) 取得年月日及び経過年数
- (6) 残存年数
- (7) 総事業費、補助額及び補助率
- (8) その他

2 処分の方法、理由等

- (1) 処分の方法
- (2) 処分の理由

(3) 処分予定年月日

(4) その他